

令和4年9月1日

保護者の皆様

草津市立玉川小学校
校長 住吉 厚志

学習者用コンピュータの持ち帰りの実施について（お願い）

残暑の候、保護者の皆様におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より、本校の教育に御支援いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、1学期末より市内小中学校において学級閉鎖が相次いでおり、土日の間に陽性者が判明し学級閉鎖に至るケースもあります。

つきましては、子どもたちの学びの保障の観点から、下記の通り毎週末学習者用コンピュータの持ち帰りを実施いたしますので、保護者の皆様には御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

なお、学校においても学習者用コンピュータの利用方法については日々指導を行っておりますが、お子様が御家庭でも安全に使用することができるよう、御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 目的

- ・子どもたちの学びの保障と学びの継続を進めるため

2 期間

- ・令和4年9月2日（金）より毎週末
※新型コロナウイルス感染拡大状況により当面の間

3 学習者用コンピュータの取扱いと活用について

- ・本年度6月に草津市教育委員会からの文書でお伝えしておりますが、裏面に概略版を記載していますので再度ご確認ください。

4. その他

- ・充電器は持ち帰らず、学校で十分に充電をして学習者用コンピュータのみ持ち帰らせます。
- ・学習者用コンピュータ持ち帰りの際には、破損等が発生しないようお子様に声掛けをお願いします。万一、破損した時は修理費をご負担いただく場合があります。
- ・御家庭において学習者用コンピュータを使用する際は、保護者の管理下で裏面の注意事項に従い御使用ください。

「学習者用コンピュータ 活用のルール」(概略版)

1 目的

○学校で貸し出す学習者用コンピュータは、学習活動のために使用します。

2 本体の取り扱いおよび学校で使う場合

○一度貸与された学習者用コンピュータは、卒業まで持ち上がって使用する。

○自分の学習者用コンピュータを他人に貸したり、使わせたりしない。

○次のような状況により破損することがないように十分に注意して使用する。

接触して落下、持ったまま走る、地面や床に置く、カバンの下に置く、水筒の近くに置く、ストーンの近くに置く、カバンの底に入れる、水にぬれたり落下したりしそうなところで使用する、ふたを強く閉める、ふたの間に物を置いたままで閉める、接続端子に間違っで差し込む、電源コードに引っかかる、磁石を近づける等

3 家庭で使う場合

○家庭に持ち帰って使う場合は、次のことに気を付けて使用する。

○校長が認めた場合のみ、持ち帰りを許可する。

- ・使う時間や使い方はお子様と十分に話し合い、長時間使用せず細かく休憩しながら使用する。
- ・インターネットの制限範囲は、家庭のインターネット契約によって異なりますので、お子様とよく話し合い使用する。
- ・学習者用コンピュータと自宅のスマートフォン、タブレット、コンピュータ等とは接続しない。
- ・保管するときは、安全なところに保管する。

4 健康のために

○学習者用コンピュータを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付け、30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませる。

○就寝する30分前には片づける。

5 安全で適切な活用について

○自分のアカウントやパスワードは、他人に教えない。また、他人のアカウントやパスワードも聞かない。

○保存してある他人のデータを操作しない。

○相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりする書き込みを絶対にしない。

○カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可を得る。

○学習者用パソコンの設定を勝手に変更しない。

○インターネットの閲覧には制限をかけていますが、不適切なサイトに入ってしまったときは、自分で何とかしようせず、先生や家の人に知らせる。

6 個人情報や著作権・肖像権について

○自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)をインターネット上に掲載する(サイトの中で個人情報を入力したり、地図や写真などをアップロードしたりする)ことは絶対にしない。

○許可なく音声や画像、動画、ソフトウェアをダウンロード、アップロードしない。

7 不具合や故障

○家庭で破損したり紛失したりしたときは、学校に連絡する。

○万が一、紛失したり故意に破損させたりした場合は、家庭が修理費等を負担する。

※「学習者用コンピュータ 活用のルール」は、草津市ホームページに掲載しています。

※問合せ等については、次の担当課まで御連絡ください。

担当課	学校政策推進課
	電話番号 561-6981